

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

模倣品の水際取り締まりが強化されました！

令和4年10月から改正商標法、意匠法、関税法が施行され、海外事業者から模倣品（知的財産を侵害するもの）が送付された場合は、個人使用の場合でも税関による没収の対象になりました。

税関での取り締まりについて

税関で知的財産を侵害する疑いがある物品が発見された場合、その物品が知的財産を侵害するかを認定する手続きが開始され、税関から消費者に「認定手続開始通知書」が送られます。

●令和4年9月まで

模倣品と認定された場合でも、「認定手続開始通知書」に対して個人使用目的であることが税関に認められれば輸入が許可されました。



●令和4年10月から

模倣品と認定された場合、「認定手続開始通知書」に対して個人使用目的であることを主張しても海外から購入した物品は税関に没収されます。

模倣品トラブルに遭遇してしまったら

消費生活センターなどに相談しましょう。また、海外事業者とのトラブルについては、国民生活センター越境消費者センターでも相談を受け付けています。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時（祝・年末年始を除く）

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶

